

令和元年 10月 8日

内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人
消費者市民ネットとうほく 御中


回答書の送付について

平素は、みやぎ霊園の運営につきましてご指導ご協力をいただき、ありがとうございます。

先般お寄せいただきました書面につきまして、回答書をお送りいたしますのでご査収ください。

以上

公 益 財 団 法 園
み ぎ 霊 園
仙 台 市 青 葉 区 者
墓 地 管 理 者
ラ ク シ ア
事 務 所
森 2 - 1
大 志
野



回答書

当法人の運営するみやぎ霊園の墓地使用料金等の返還について、以下の通りの方針で各規程の修正を加えてまいることと致します。

1) 一般墓地について

・墓地永代使用料

使用契約日から3年を経過しない期間内で、
墓石等の設備を行っておらず且つ納骨をしていない場合は、
既納の使用料の半額を返還する。

・墓地管理料

既納の管理料の内、放棄日に属する年度以外の未経過分を返還する。

2) やすらぎの碑について

・使用料

使用契約日から3年を経過しない期間内で、
納骨をしていない場合は、
既納の使用料の半額を返還する。

3) 有期限墓について

・墓地使用料に該当する部分

使用契約日から3年を経過しない期間内で、
納骨をしていない場合は、
既納の墓地使用料部分の半額を返還する。

・墓石使用料に該当する部分

墓石設置前で墓石彫刻がなされていない場合は、
既納の墓石使用料部分の全額を返還する。

・墓地管理料に該当する部分

既納の管理料部分の内、放棄日に属する年度以外の未経過分を返還する。

各使用規程の修正は、財団理事会の承認事項となるため、本年度内開催の準備段階であります。

以上